



会 員 規 則

1. 規則等の遵守

全ての会員は、「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」（以下、「法律」という）、当法人の定款および諸規則を順守するとともに、その目的と事業の推進に努め、誠実に行動しなければならない。

2. 会員の区分

当法人の会員は、以下のとおりとする。

(1) 本会員

法律ならびに定款第6条に定める、社員としての身分を要する「個人会員」および「法人会員」をいう（法律および定款上の社員を「本会員」または「会員」と呼ぶ）。

(2) 協力会員

定款第37条に定める「協力会員」をいう。

「協力会員」は社員としての身分要せず、総会における議決権を有しない個人および法人をいう。

3. 会員の登録資格

当法人の会員は「各種・専門技術者」（以下、「登録技術者」という）の個人又は、当法人の目的、事業に賛同する「個人」および「法人」（以下、「登録法人」という）を登録資格とする。

4. 会員の募集および登録

当法人の全ての会員の募集および登録は、以下のとおりとする。尚、それぞれ当法人所定の様式により申請された個人・法人は、理事会等の承認および、所定の拠出金と会費の納入をもって登録される。

(1) 本会員

理事会の決議によって期間を定めて募集、入会金および基金を拠出した個人・法人の入社を理事会が承認する。

(2) 協力会員

本法人の目的、事業に賛同した個人・法人の協力会員の入会を、理事長が承認した場合、随時登録する。（※ 理事長は理事会各位との事前確認を要するものとする）

5. 会員登録の手続き

全ての会員の登録手続きは、当法人運営のインターネット上のホームページ「建設イノベーション推進機構」で所定の入会様式に記載、提出し行うものとする。

6. 本会員

本会員の定款第6章による基金及び入会金の運用は、次のようにする。

- (1) 入会金と基金は、各々一口あたり金10,000円とする。
- (2) 基金は、社員が退社するときには返還する。ただし基金の返還は、拠出後3ヶ年間は請求できない。
- (3) 返還する基金については、他の社員または新しく募集する社員に譲渡することを理事会は求めることができる。特に、拠出後3ヶ年以内の返還に関しては、本項を基本とする場合は、認めることができる。
- (4) 基金の返還は、定時社員総会の決議事項のため、その返還の手続きに関しては、毎年8月末日に一括して行うこととする。
- (5) 入会金は、円滑な経営基盤を保つため返還しない。
- (6) 拠出金の規模は、基金は最低1口（法人3口）以上、入会金は3口（法人5口）以上とする。
- (7) 入会金は一般会計に繰り入れ、通常経費として使用する。
- (8) 基金は特別会計に繰り入れ、通常経費としては使用しない基本財産とする。ただし、理事会の承認によって、事業年度をまたがない範囲で、運転資金として使用することができる。
- (9) 当法人解散時の基金の返還は、他の債務が優先されるため、残額を口数に割り当てして返還する場合がある。
- (10) 当法人が解散する場合、既に積み立てられた基本財産は、建設技術に関する公益法人等に寄付・譲渡する。

7. 協力会員

定款第37条による協力会員の資格と義務については、次のようにする。

- (1) 当法人の目的と事業に賛同する法人、および同様に当法人への協力に対し、所属企業より承諾を得られた個人（登録技術者等を含む）をいう。
- (2) 業界に貢献する事が前提であり、あくまで無報酬で当法人の活動を支援すること。ただし実費等は支給する。
- (3) 入会金・基金共に免除する。ただし社員として入社する場合は、本会員の拠出金条件による。
- (4) 退会は、所定の手続きによって、理事会の承認を得るものとする。
- (5) 定款に記載のとおり、社員としての議決権は有しない。

8. 会則の改正

会則の改正は、総会において本会員の過半数以上の賛成をもって可能とする。

会則に定めない事項及びこの会則実行に必要な細則は、理事会が定める

9. 雑 則

本会則は、初年度は設立総会可決後 2016年7月13日から施行する。

以上